

判例研究

〔商法四七一〕

一〇年間の備置期間経過後にも保存されている取締役
会議事録は閲覧及び謄写許可の対象となるか（消極）

東京地決平成一八年二月一〇日
平一七年（エ）三三三号（確定）
取締役会議事録閲覧謄写許可申請事件
判例時報一九二三号一三〇頁以下

〔判決事項〕

会社が一〇年間の備置期間経過後に保存している取締役
会議事録については、閲覧及び謄写の許可の対象とならな
い。

〔参照条文〕

商法二六〇条ノ四第五項、六項、七項（会社法三七一条
相当）

〔事実〕

本件申請人Xは、本件被申請人Y株式会社の株主であり、
商法二六〇条ノ四第六項前段及び同項一号の規定に基づき、
Y会社が発行済株式総数の四一％を有する訴外A株式会社

に対するY会社の出資等に関して開催されたY会社取締役
会議事録の閲覧・謄写の許可を八項目につき求めて、本申
請に及んだ。

Y会社は、①閲覧・謄写の対象の特定につき不十分なも
のがあり、存在しないものについても許可が求められてい
ること、②本件申請については、株主の権利行使をするた
めに必要があるときの疎明をしていないこと、③備置期間
経過後に保存している取締役会議事録は、閲覧・謄写の許
可の対象とならないこと、④本件申請は権利の濫用であり、
閲覧・謄写により著しい損害を生ずるおそれがあるとして
争った。

訴外A会社は、平成一七年五月一三日に、地方裁判所に對し更生手続開始の申立をし、Y会社は、同日、プレスリリースを行ない、Y会社のA会社に対する取立不能見込額としては、直接融資、債務保証の履行に伴う求償債権等の総額が三四七億円であり、その全額について取立不能のおそれがあるとし、今後の見通として、Y会社は、A会社の更正計画の中では全額の債権放棄を行ない、A会社は一〇〇%減資後に事業再生を図る予定である旨を明らかにしたとの事情がある。

〔判旨〕

閲覧及び謄写の一部許可。その余の申請却下

一 「取締役会議事録の閲覧・謄写は、……会社の取締役の判断で閲覧・謄写に応ずるといふ経緯を経るから、会社において取締役会議事録の閲覧・謄写に応じるべきか否かの判断が可能な程度に特定されている必要があるというべきである」。本件申請の趣旨八項は、内容が具体的にでなく、同一項から七項までの「理由又はその前提となる事項の承認又は了承」と記載されており、その記載から、「閲覧・謄写の対象となる範囲を判別することは通常困難であつて、その申請に係る取締役会議事録をその外の部分と識別する

ことが可能な程度に特定されているといふことはできない」。

二 当該取締役会議事録が存在することの疎明が必要であり、存在の疎明のない申請部分については却下する。本件申請の趣旨の中で却下されたもの、および、特定されていないとされたもの以外についての「本件申請は、Xが株主総会でA社に関する事項について質問を準備するため必要である」と一応認めることができる」し、「Xが株主代表訴訟の提起の要否を検討するため必要があると認めることができる」から、「株主の権利を行使するため必要である」ときの疎明があるといふことができる」。

三 「取締役会議事録を本店及び支店に、かつ永久に備え置くこととすると、会社は取締役会開催ごとに作成される数多くの取締役会議事録を閲覧・謄写の要求に応じられるようにその態勢を整備しておかなければならず、その煩雑な事務手続の負担が加重なものとなつていた。そこで、昭和五六年改正法による改正により……商法二六〇条ノ四に三項から五項までの規定が新設され……支店における備置義務を廃止するとともに、本店における備置義務の期間を一〇年間に限ることとした。そして、同条三項に規定する『備置ク』とは、単に会社が保存しているといふことは

異なり、営業時間中いつでも裁判所の許可を得た株主の請求があれば閲覧・謄写に応じ得る状態に置くことを意味するものであって、同条三項の備置義務は、同条四項の閲覧・謄写の前提となっていると解するのが相当である。そのため、同条四項前段に規定する『前項二掲グル議事録』は、同条三項が『第一項ノ議事録』と規定していることに照らしても、単に、『第一項ノ議事録』すなわち取締役会の議事について作成された議事録を指しているとは考えられない。そうだとすると、同条四項前段の閲覧・謄写となる取締役会議事録は、同条三項の規定により一〇年間本店に備え置かなければならない取締役会議事録を指していたというべきである。そして、平成一三年の商法改正を経て、『改正前の同条三項、四項、五項がそれぞれ同条五項、六項、七項に条ずれするとともに』、改正後の六項一号の「前項ノ議事録」も改正前の「前項二掲グル議事録」と同義である。「したがって、仮に会社が取締役会の日から一〇年を超えて取締役会議事録を保存しているとしても、それは、商法二六〇条ノ四第五項の規定により本店に備え置いている取締役会議事録とはいえないから、同条六項前段及び同項一項に基づく閲覧・謄写の許可の対象とはならないと考えるべきである」。

四 「Yが出資、支援していたA社の破綻に伴いYに大きな損失が生じており、株主がYの取締役らの経営判断の適否について関心を持つことは自然なことであるといえるから、本件申請が権利の濫用であるとうかがわせる事情はない」。

「本件取締役会議事録の閲覧・謄写により、XにYの企業秘密等が開示されることになるとの事情はうかがわれないので、それだけで、本件取締役会議事録の閲覧・謄写によってYに著しい損害を生ずるおそれがあると認めることができない」。

〔評釈〕

判旨第一点、二点、四点に賛成。判旨第三点に疑問。

一 判旨第一点の「特定」については、民事訴訟法二二二条一項によれば、文書が具体的に特定できない場合においては、「文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができ、事項を明らかにすれば足りる。」と規定されている。このような合理的な便法を認めていることから明らかにかなように、しかるべき適切な「特定」を必要とするため、判旨第一点は妥当である。

判旨第二点の「疎明」については、現在は削除されてい

る非訟事件手続法一三二条ノ八第一項で「疎明」が求められている趣旨からも妥当であると解される。現行会社法八六九条は、「この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。」と規定している。

判旨第四点の「権利濫用」と「会社に著しい損害を生ずるおそれ」については、判旨が認定した「大きな損失が生じており、株主が……取締役らの経営判断の適否について関心を持つことは自然なことである」との状況の下では、妥当であるし、取締役会議事録の開示は、本件では、真相解明のためぜひとも必要と解されるので、会社の損害への配慮は後退する。

二 判旨第三点については、昭和五六年改正前の商法において、取締役会議事録の備置期間に関して、何んの規制もなかった。備置期間の定めが永久備置きを意味すれば、数多くの議事録を備え置かなくてはならず、手続が極めて煩瑣なこととなるので、商業帳簿の備置期間が一〇年であること、取締役の職務上の責任は一〇年の時効により消滅することを考慮して、その期間が一〇年とされたとのことである（元木伸「改正商法逐条解説（改訂増補版）」一三一

頁（昭和五八年）。

右のような経緯で、取締役会議事録の備置期間は定められたものの、その定めは、その保存期間を定めているわけではない。とはいえ、備置期間経過後は、当然廃棄してよいということにはならず、廃棄するためには合理的な理由が必要であると解されている（元木伸・前掲書一三二頁）。企業の統治とか内部統制について今日ほど明確に意識されていない時代においても、遵法は当然のことであり、法に従って業務執行をしたことを明らかにする手段の一つとして取締役会議事録の保存は必要であり、一〇年を経過したからとして機械的に廃棄してしまうことは、合理的な企業活動の観点からは妥当性を欠く。

そうとすれば、真面目な株式会社においては、取締役会議事録の備置期間である一〇年後においても、保存し続けていることは多々あり得ることである。この点に関して、本件判旨第三点は、会社が一〇年間の備置期間経過後に保存している取締役会議事録については、閲覧及び謄写の対象にならないとの割り切った判断を示した。取締役会議事録の「一〇年の備置期間は、閲覧・謄写を求めうる時間的限界にもなる」として判旨と同様に解する学説（小橋一郎「取締役会議事録」民商法雑誌八六巻一四一頁（昭和五

七年)もあるけれども、そのように解すると、一〇年間の備置期間経過後には、保存されているものは、会社法に規定されている閲覧・謄写の規制から離れて、民事訴訟法の書証に関する一般的な規制に服するものと判断される。なぜならば、訴訟における真実の解明のためには、備置期間経過後にもなお保存されているものを必要性ある場合には、証拠資料として利用する要請があるからである。

しかし、民事訴訟法の規制に服するとすると、一〇年の備置期間経過後にも保存されている取締役会議事録は、民事訴訟法二二〇条四号二にある自己使用文書と解されてしまいそうである。実務的には、自己使用文書とは、「もっぱら所持者の利用に供するための文書を指し、およそ外部者に公開することを予定していない文書である」と定義される(田路至弘編著「法務担当者のための民事訴訟対応マニュアル」一七六頁(平成一七年))。「およそ外部者に公開することを予定していない文書」つまり「自己使用文書該当性」とありと認定されれば、訴訟の場には登場しないこととなる。

とはいえ、「組織体を考えた場合に、自己使用文書にあたるかどうかの判断は微妙である」とされている(新堂幸司「新民事訴訟法(第二版)」五〇九頁注2(平成一五

年))。株式会社という「組織体」には、多様な利害関係者(ステイクホルダー)が関与し、社会的存在としての株式会社は、当該会社自身のことばかり考えているのみでは済まない。そうとすれば、一〇年間の備置期間経過後にも保存されている取締役会議事録について、「自己使用文書該当性」が否定される可能性もないわけではない。しかし、それは、あくまでも民事訴訟法における書証に関する次元における利益衡量に基づく議論であって、商法に属する会社法の次元における利益衡量ではない。

本件に適用されている商法二六〇条ノ四第七項は「閲覧又ハ謄写ニ因リ会社又ハ其ノ親会社若ハ子会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アルトキハ裁判所前項ノ許可ヲ為スコトヲ得ズ」として、巧みな利益衡量を株主と会社との関係において行なっている。右の商法二六〇条ノ四第七項の趣旨を受け継いで、平成一八年五月一日より施行されている会社法三七一条六項においても、「請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該取締役会設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、……許可をすることができない。」と規定している。右のような規定に基づいて、裁判所が許可するか否かの判断をするわけであるが、この判断も、立法当初の立法立

案関係者の解説によれば、極めて融通無碍の柔軟なものである。すなわち、「この判断は、相対的なものである。閲覧・謄写によって株主・債権者に得られる利益に比して、実質的に全株主の共有に属する会社について、より多大の損害が生ずるときという意味に解すべきである。請求人の身分もその判断の一資料にされる。裁判所は、そのメリット・デメリットを比較して判断を下すことになるが、相当の裁量の幅が認められるべきである。」と説明されている(稲葉威雄「改正会社法」二四四頁(昭和五七年))。このように、商法に属する会社法における利益衡量は、事情に応じて柔軟に対応でき、しかも明解なことから、一〇年間の備置期間経過後も廃棄するためには合理的な理由が必要とされる取締役会議事録については(元木伸・前掲書一三二頁)、一〇年間を超えて存在している限りは、民事訴訟法における書証に関する一般原則によるよりも会社法における利益衡量がそのまま継続すると解するのが妥当である。従って、一〇年間にわたる備置期間経過により一応の結着がっている取締役会議事録が一〇年を越えてたまたま存在しているからとして開示を求められた場合には、より慎重に利益衡量をする必要があるので、融通無碍の柔軟な会社法次元の対応がもっとも妥当すると考えられる。一〇年

間の備置期間経過後は、閲覧及び謄写の許可の対象にならないとの判旨は、条文の形式論理的な理解としては成立するが、いささか杓子定規すぎて疑問を感じる次第である(藤原俊雄「本件評釈」判例評論五七三号三四頁(平成一八年一月一日)と結論同旨)。

(平成一八年一月二三日稿)

加藤 修